

専決処分の報告について

公務中の事故により障害を負った元臨時的任用職員からの損害賠償請求に係る和解について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月7日提出

秦野市長 高橋昌和



専 決 処 分 書

公務中の事故により障害を負った元臨時的任用職員からの損害賠償請求に係る和解について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 和解の内容

(1) 本市と [REDACTED] (以下「相手方」という。)とは、平塚労働基準監督署が平成30年5月23日付け是正勧告書により、本市に対し、次の項目を違反事項として、これらを是正のうえ、遅滞なく報告するよう勧告したことを確認する。

ア 伐木等の作業を行っている場所の下方で伐倒木、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところに、労働者を立ち入りさせていること。

イ 伐木等の作業を行うとき、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させていないこと。

ウ 造材作業を行うとき、転落又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、風倒木等を、くい止め、歯止め等、これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止する措置を講じさせていないこと。

(2) 本市は、相手方に対し、本市と本市の職員の協力により、本市の公務における本件事故と同様の事故の発生防止に努めることを確認する。

(3) 相手方は、本市に対し、本件事故に関して相手方に支給された労働者災害補償保険法に基づく給付及び秦野市職員の公務災害等に対する見舞金支給要綱に基づく障害見舞金により、本件事故による相手方の損害が全額填補されていることを確認する。

(4) 本市と相手方とは、本件事故について、本市と相手方との間には何らの債権債務のないことを相互に確認する。

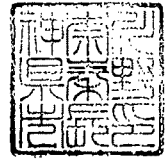
2 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

令和3年 6月30日

秦野市長 高橋 昌和



和解の経過

平成30年5月7日、本市の臨時的任用職員（修景整備員）であった相手方を含む4名が、弘法山公園内浅間山駐車場において倒木の撤去に係る修景整備作業を行っていたところ、倒木を解体していた相手方が、自身が切断した倒木に巻き込まれて障害を負う事故が発生した。

この事故については、同月23日付けで、平塚労働基準監督署から本市に対して、労働安全衛生法に基づく是正勧告がなされた。その是正勧告を根拠として、令和2年1月27日付けで、相手側から安全配慮義務違反による慰謝料等の損害を賠償するよう求められた。

そのため、代理人（弁護士）を通じて相手方の代理人（弁護士）と交渉を重ねた結果、本年5月6日に和解に応じる旨の申入れがあったことから、和解を成立させるものとする。